

—第 4 編 大規模事故災害対策編—

第1章 総論

市は、沿岸域における海難事故や油流出事故、成田国際空港の航空路下に位置することによる航空機事故、市街地の大規模火災、森林面積が大きいことによる林野火災、産業の高度化による危険物事故、鉄道事故、道路事故等の大規模な事故災害及び態様が特殊で影響が甚大な放射性物質事故等対応すべき災害種別が増えている状況下にある。

これらの事故災害に的確に対応し、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保するため、各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の充実に努めていく必要がある。

本計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画及び応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害等対策編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等対策編の災害復旧計画に準ずるものとする。

なお、配備基準は下記のとおりとする。

※【配備基準 大規模火災、林野火災及び危険物等災害】

		大規模火災	林野火災	危険物等災害
(第1・第2配備)	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	危険物事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準	大規模火災により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	林野火災により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	危険物事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部		
配備の特例措置 1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し又は解くものとする。				

※【配備基準 海上事故災害及び油等海上流出災害】

		海上事故	油等海上流出災害
(第1・第2配備)	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 環境生活課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準	海上事故により重大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部	
<p>配備の特例措置</p> <p>1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し又は解くものとする。</p>			

※【配備基準 航空機事故災害、鉄道事故災害及び道路事故災害】

		航空機事故	鉄道事故	道路事故
(第1・第2配備)	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 匝瑳市横芝光町消防組合 消防団	総務課 環境生活課 建設課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合	総務課 環境生活課 建設課 消防団 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
	配備基準	航空機事故により重大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により重大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部		
<p>配備の特例措置</p> <p>1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し又は解くものとする。</p>				

※【配備基準 放射性物質事故】

		放射性物質事故
(第1・第2配備)	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 総務課 環境生活課 匝瑳市横芝光町消防組合
(第3・第4配備)	設置する本部	災害対策本部 (本部長：市長)
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	第3配備は、災害対策本部に所属する全ての部 (所属部員のおおむね3分の1を目安とする。) 第4配備は、災害対策本部に所属する全ての部
<p>配備の特例措置</p> <p>1 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>2 市長は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。</p>		

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画（総務部、都市部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

2 予防計画

（1）建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

県及び市は、市街地における延焼防止を下記により促進する。

（ア）市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が9.0haある。（都市計画決定。昭和59年1月31日）

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物、準耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

（イ）防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定による屋根不燃区域の指定により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命及び財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

（2）防災空間の整備・拡大

ア 県及び市は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、特別緑地保全区域を指定し良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

イ 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討する等、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

ウ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強い街づくりに貢献することが大きい。

県及び市は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。

（3）市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

(4) 火災予防に係る立入検査

消防組合は、消防法（昭和23年法律第

186号）第4条の規定により防火対象物及び第16条5の規定により危険物施設の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、それぞれの対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

[立入検査の主眼点]

- ~~~~~
- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準のとおり設置及び維持管理されているかどうか。
 - ② 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める基準のとおり確保されているかどうか。
 - ③ こんろ、火鉢等その他火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
 - ④ 劇場等の公衆集合場所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
 - ⑤ 指定数量未満の危険物及び指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
 - ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。
- ~~~~~

(5) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市及び消防組合は、県及び千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- ア 住宅用防災機器等の展示
- イ 啓発用パンフレットの配布
- ウ 講演会の開催支援

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

消防組合は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報及び避難等の訓練の実施
- (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検整備、報告の実施
- (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (オ) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 防火対象物の点検及び報告

消防組合は、一定規模特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物（6階以上又は31mを越す建築物）での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権限者又は関係者に対し、前記「(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

(ア) 高水準消防防災設備の整備

(イ) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(ウ) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

(8) 文化財の防火対策

市には、歴史的、学術的価値の高い文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に努める。

ア 消防設備の設置及び整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置及び整備に努める。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動体制の整備に努める。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力の下に文化財建造物の消火訓練を行う。

(9) 消防組織及び施設の整備充実

ア 消防組織

消防組合は消防職員の確保に努め、市は消防団員の確保に努める。

県は、消防組合及び市の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

イ 消防施設等の整備充実

「匝瑳市総合計画実施計画」に基づき、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

(ア) 匝瑳市横芝光町消防組合負担金（運営費）

(イ) 匝瑳市横芝光町消防組合負担金（消防施設整備）

- (ウ) 消防団運営事業
- (エ) 消防施設整備事業（非常備）
- (オ) 消防団運営交付金

3 応急対策計画

(1) 応急活動体制

ア 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

また、「火災・災害等即報要領」の「直接即報」に該当する火災・災害等を覚知したときは、市は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対しても行う。

(3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、風水害等対策編第3章第2節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令（昭和22年政令225号）第1条第1項第1号から第3号まで）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するとき等多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

(4) 消防活動

ア 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 市及び消防組合は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

ウ 市が発災現場でない場合には、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 木造住宅密集地域の警防計画

市及び消防組合は、木造の建築物が多い地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の警防計画を策定し火災による被害の軽減を図る。

(6) 救助・救急計画

ア 市及び消防組合は、救助及び救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国及び県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 市及び消防組合は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互

に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(7) 交通規制計画

匝瑳警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(8) 避難計画

ア 発災時には、市及び匝瑳警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

(9) 救援・救護計画

食料、飲料水及び生活必需品等の供給に関する計画については、風水害等対策編第3章第9節「救援物資供給活動」、医療救護計画については、風水害等対策編第3章第7節「救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画（総務部、産業部、学校教育部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

近年、林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、海岸線付近の防風林等の利用者が多くなるに伴い、その発生が懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

2 予防計画

（1）広報宣伝

ア 各種広報等による注意

県及び市は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、市防災行政無線、広報そうさ、回覧板及び有線放送等を利用し、市民の注意を喚起する。

イ 学校教育の指導

県及び市は、小、中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成及び鳥獣の保護等について、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

ウ 山火事予防運動の実施

県及び市は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置する等の各種啓発事業を推進する。

（2）法令による規制

ア 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める火の使用制限（条例第29条）

イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火及び喫煙の制限をする。

ウ 火入れの許可制の励行（森林法（昭和26年法律第49号）第21条、第22条）

市は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

（3）予防施設の設置

ア すいがら入れの保持

県及び市は、海水浴客や観光客及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

イ 立看板の設置

県は、海水浴客や観光客の集まる海岸線の防風林付近、キャンプ場等の人が集まるところに立看板等を設置する。

（4）林野等の整備

ア 林業経営

防風林等森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

イ 防火線

県及び市並びに防風林等森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

（5）消火施設の設置

ア 水槽の設置（自然水利の活用）

県は、治山えん堤工事で山脚の崩壊、溪間の安定を図るための、谷止工を利用して防火用

水を確保する。

市及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火用水槽を配備するよう努める。

イ 自衛隊の支援

県は、大規模火災に対処するために、自衛隊の支援体制を確立する。

ウ 簡易消火用具の配備

県は、初期消火のため、簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

3 応急対策計画

(1) 消防計画の樹立

ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

県は、林野の所在する市町村を指導し、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成させ、消防団等にあらかじめ配布しておく。

イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

ウ 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点的に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

エ モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

オ 消防計画図の作成

市及び消防組合の消防計画の中にも、林野火災消防計画図をとり入れる。

(2) 総合的消防体制の確立

ア 警報連絡体制の確立

火災警報及びその他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

イ 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した市長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

ウ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備又は点検しておくよう指導する。

エ 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

オ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

カ 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

4 避難計画

匝瑳警察署及び市は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

第3節 危険物等災害対策計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における危険物（石油等）の保安対策及び応急対策について定める。

2 予防計画

（1）事業所等

ア 事業所等は、消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 事業所等は、消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、下記の人員を配置する。

（ア）危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

（イ）危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

（ウ）危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、下記に掲げる予防対策を行う。

（ア）事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災又は爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

（イ）事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所等は、相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助及び避難等自主的な組織活動を行う。

（ウ）住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

（2）県、市及び消防機関

ア 県、市及び消防機関は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修又は移転させる等、危険物の規制を実施する。

イ 県、市及び消防機関は、監督行政庁の立場から、下記の予防対策を実施する。

（ア）危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設及び貯蔵や取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

- (イ) 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
- (ウ) 消防体制の強化
消防機関は、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。
- (エ) 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに下記の措置をとる。

ア 通報体制

- (ア) 責任者は、発災時に直ちに119番で通報するとともに、必要に応じて地域住民並びに近隣企業に通報する。
- (イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防組合に報告する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に活用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、市及びその他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市及び県の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の緊密な連携の下に下記の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県及びその他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防機関、県及び医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。匝瑳警察署及びその他の関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

市は、匝瑳警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

匝瑳警察署及び銚子海上保安部は、関係機関協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者及び匝瑳警察署は、交通の安全及び緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対

策に万全を期する。

キ 原因の究明

県、労働局、消防機関及び学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第4節 海上事故災害対策計画（総務部、環境生活部、産業部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

市の周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者及び死傷者等が発生し又は生ずるおそれのある事態であつて、保護を必要とする場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。ただし、油等の流出事故が発生した場合には、本編第2章第5節「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

2 対象災害

本計画の対象となる災害は、下記のとおりである。

- (1) 旅客船及びその他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の人命の損失を伴うもの。
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの。

3 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 各種予防対策

ア 航行船舶の安全確保

- (ア) 銚子海上保安部は、海域における交通制限及び交通情報の提供等の体制整備に努める。
- (イ) 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (ウ) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

イ 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動及び避難経路の教示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

銚子海上保安部は、災害発生の場合に必要な救助用具及び資機材等の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

4 応急対策計画

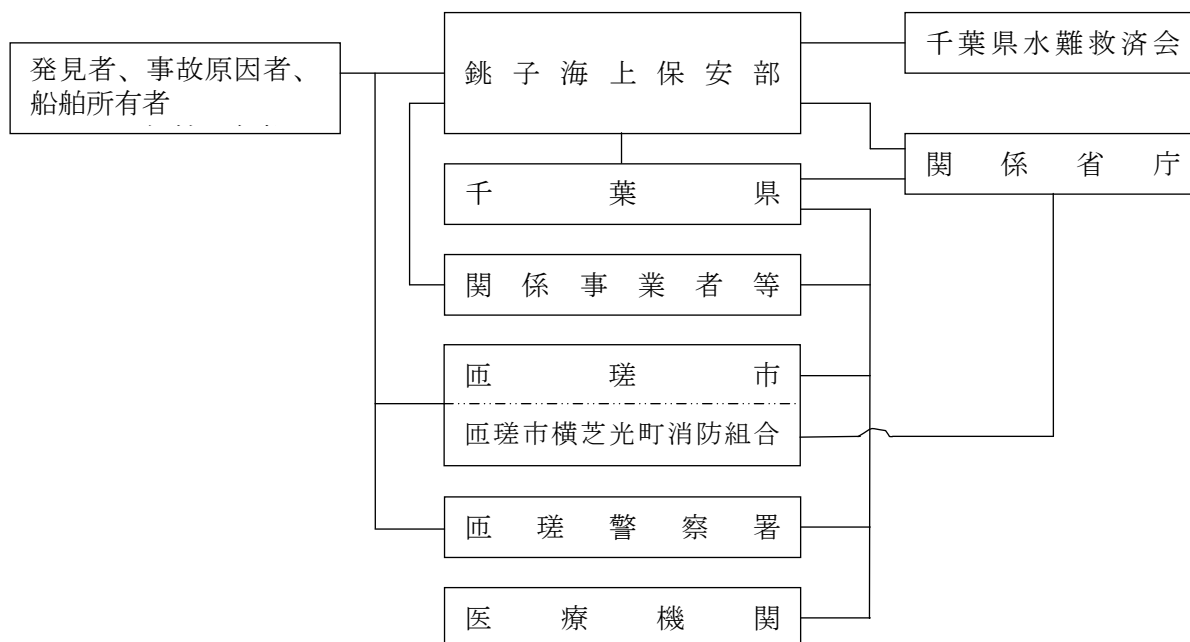
海上災害の発生時又は災害の発生が予想される場合における被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

(1) 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信及び漁船又は県所属船舶から事故に係る情報の収集を実施する。

【海上災害発生等に伴う情報伝達ルート】



(2) 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は、以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
銚子海上保安部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
匝瑳市横芝光町消防組合	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
千葉県警察、匝瑳警察署	捜索、救難、救助、警戒線の設定
匝瑳市	避難指示等、他団体への応援要請、市民への広報
千葉県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

(3) 関係機関の体制

ア 銚子海上保安部の体制

(ア) 海上に災害の発生が予想される場合

a 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるとき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が発令し、銚子海上保安部が緊急に事前の措置を実施してこれに備える体制を確立する。

b 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備 乙を発令し、銚子海上保安部が緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 災害が発生した場合

a 大規模海難等対策本部の設置

大規模な海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を統一的かつ協力を推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

b 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

イ 県の体制

海難が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

ウ 市の体制

海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

エ 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 各種活動

銚子海上保安部をはじめ関係機関は、連携及び協力して応急対策を実施する。

ア 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶及びヘリコプター等を活用して行うものとする。

イ 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と密接に連携し対処するものとする。

ウ 救助・救急

(ア) 銚子海上保安部（海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第5条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行う。海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

(イ) 市（災害対策基本法第62条、水難救護法（明治32年法律第95号）第1条）

遭難船舶を認知したときは、銚子海上保安部及び匝瑳警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(ウ) 匝瑳警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市の救護活動を助け、市の救護班がない場合には、市に代わってその職務を実施する。

(エ) 消防機関

海上保安庁及び警察等の関係機関と協力して救助・救急活動を実施する。

エ 医療救護

医療機関（旭匠瑳医師会、香取匠瑳歯科医師会、旭匠瑳薬剤師会及び県が要請する千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて応急措置を施す。

なお、協力機関が編成する救護班は、風水害等対策編第3章第7節「救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。また、市は救護所を設置し、迅速な処置を図るものとする。

オ 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を医療機関に搬送する。

カ 死体の収容

原則として市が死体一時保存所及び検案場所を設置し、収容する。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、風水害等対策編第3章第14節の「4 死体の捜索処理等」の定めるところによる。

キ 応援要請

関係機関は、相互に緊密な協力のうえ実施する。

ク 緊急輸送

関係機関は、相互に緊密な協力のうえ実施する。

ケ 広報

関係機関は、相互に緊密な協力のうえ実施する。

(5) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第5節 油等海上流出災害対策計画（総務部、環境生活部、産業部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

市の周辺海域において、油等の流出が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、観光業、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

(1) 対象災害

本計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条の油及び有害液体物質をいう。）の流出を伴うものとする。

(2) 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね下記のとおりとする。

ア 銚子海上保安部

- (ア) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (イ) 連絡調整本部の設置
- (ウ) 銚子管内排出油等防除協議会の運営
- (エ) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (オ) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (カ) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (キ) 流出油の応急防除措置の実施
- (ク) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (ケ) 船舶の退去及び航行制限等、海上交通安全の確保
- (コ) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- (サ) 油防除資機材の整備
- (シ) 一般財団法人海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- (ス) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づく災害派遣要請
- (セ) 治安の維持
- (ソ) 防災関係機関との協力体制の確立
- (タ) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

イ 千葉県

- (ア) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- (イ) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- (ウ) 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- (エ) 国・近隣都縣市等関係機関・各種団体との連絡調整
- (オ) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- (カ) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (キ) 市が行う漂着油の除去作業等の支援

- (ク) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- (ケ) 油防除資機材の整備
- (コ) 河川管理者、海岸管理者及び港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- (サ) 漁業者及び漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- (シ) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- (ス) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- (セ) 野生生物及び史跡等の保護・保全
- (ソ) 漁業者等の復旧支援
- (タ) 市及び漁業者等の補償請求に係る助言等

ウ 市

- (ア) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (イ) 防災関係機関及び市民への情報提供
- (ウ) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (エ) 漂着油の除去作業等
- (オ) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (カ) 事故原因者や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (キ) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに地域住民に対する避難の勧告又は指

示

- (ク) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (ケ) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (コ) 油防除資機材の整備
- (サ) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (シ) 漁業者等の復旧支援

エ 消防組合

- (ア) 事故状況の実態把握と情報収集
- (イ) 人命の救助及び救急活動
- (ウ) 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- (エ) 漂着油及び排出油の防除活動
- (オ) 関係機関との相互情報提供

オ 消防団

- (ア) 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- (イ) 関係機関との相互情報提供

カ 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、下記のとおりとする。

- (ア) 航空機等による流出油の情報収集
- (イ) 油の拡散防止及び回収の応急活動
- (ウ) 応援要員及び救援物資等の搬送

キ 漁業協同組合等

- (ア) 漁業被害の防止対策

- (イ) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
- ク 一般財団法人海上災害防止センター
 - (ア) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
 - (イ) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
 - (ウ) 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
 - (エ) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
 - (オ) 防災関係者への指導助言の実施
- ケ 石油連盟
 - (ア) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
 - (イ) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん
- コ 銚子管内排出油等防除協議会
 - (ア) 排出油の防除に関する自主基準の作成
 - (イ) 排出油の防除に関する技術の調査及び研究
 - (ウ) 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施
 - (エ) その他排出油の防除に関する重要事項の協議
 - (オ) 各機関が行う防除活動の調整

(3) 事故原因者等の責務

油流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、下記のとおりである。

- ア 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- イ 油等の性状及び有害性等についての情報の迅速な提供
- ウ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- エ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- オ 被害者の損害等に対する補償

2 予防計画

(1) 航行の安全確保

- ア 銚子海上保安部は、海域における交通制限及び交通情報の提供等の体制整備に努める。
- イ 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 広域的な活動体制

国、県、市及び銚子管内排出油等防除協議会等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

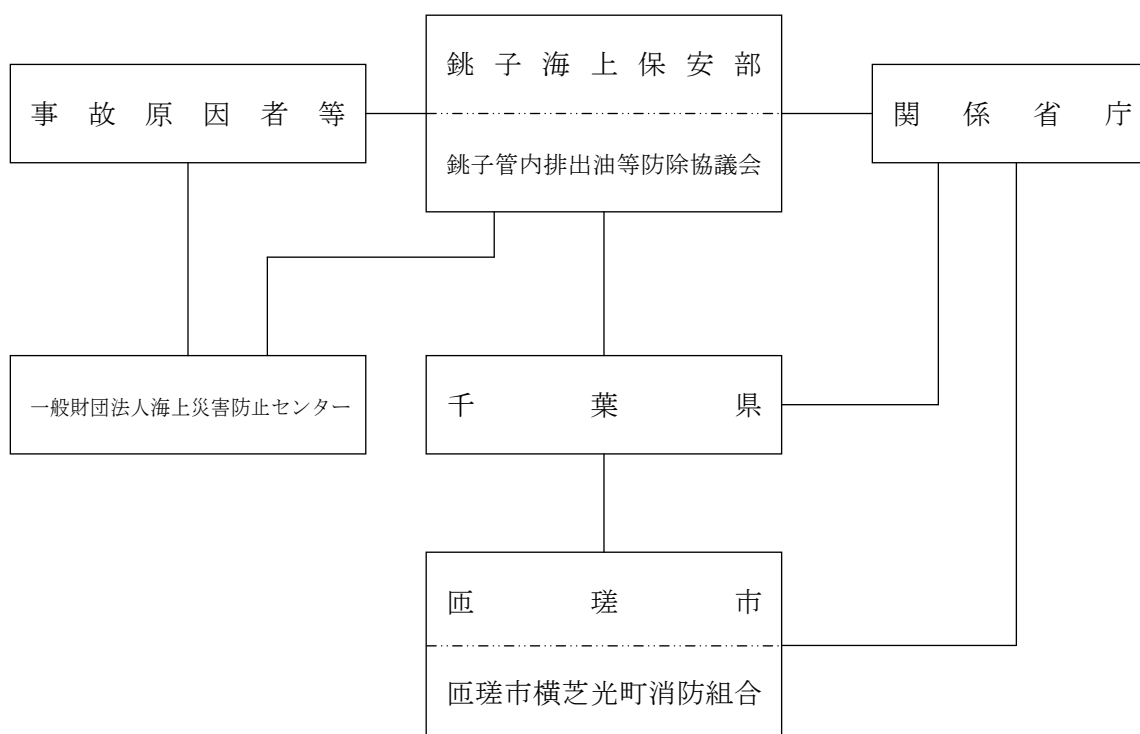
(3) 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

ア 情報連絡体制の整備

銚子海上保安部、県、市及び銚子管内排出油等防除協議会等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保

を図るとともに、水産業及びその他産業の被害を軽減するため、下記の図のとおり、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。



イ 油防除作業体制の整備

市は、平成11年3月に県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」(平成18年3月)を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

ウ 油防除資機材等の整備

- (ア) 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。
- (イ) 県は、油等流出事故発生時に、市が行う漂着油防除作業等を支援するため又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。
- (ウ) 市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。
- (エ) 一般財団法人海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油等防除措置を実施するために又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有する。

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

3 応急対策計画

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部及び銚子管内排出油等防除協議会と連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

(2) 情報連絡活動

ア 銚子海上保安部の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 県の活動

(ア) 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(イ) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関及び市民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場のちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

ウ 市の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸のパトロールを実施し、速やかにその状況を銚子海上保安部及び県に報告する。

エ 消防組合の活動

管内沿岸の監視活動を実施し、その状況を関係機関に連絡する。

オ 銚子管内排出油等防除協議会の活動

銚子管内排出油等防除協議会は、自主基準（防除活動マニュアル）に基づく情報連絡活動を行う。

カ 事故原因者等の活動

当該船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

(3) 流出油の防除措置

油流出事故に関し、防災関係機関は必要な措置を講ずるものとする。

ア 銚子海上保安部

(ア) 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長及び所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等、油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

(イ) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命ずるとともに、必要に応じて巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2の規定に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油の除去等必要な措置を講ずるよう要請することができる。

また、必要に応じ、銚子管内排出油等防除協議会会員に対し協力を要請するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

(ウ) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁

止、あるいは航行制限、船舶の退去、海上火災等の二次災害防止のための措置を行うとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して、さらなる災害の発生防止に努め、消防機関との協力の上、消火活動を実施する。

イ 千葉県

- (ア) 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。
- (イ) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- (ウ) 市の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- (エ) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- (オ) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- (カ) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県及び事業所に協力を要請する。
- (キ) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- (ク) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

ウ 市

漂着油により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

エ 消防組合

漂着油による海岸の汚染又はそのおそれがある場合は、関係機関と相互に連絡を図り、被害防止のための除去作業に当たるとともに、事故周辺及び回収油保管場所周辺の出火防止の警戒、広報を実施する。

オ 海上災害防止センター

事故原因者の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を実施する。

カ 銚子管内排出油等防除協議会

各機関が行う防除活動の調整を行う。

キ 事故原因者等

- (ア) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、オイルフェンスを展張する等対策を講ずる。
- (イ) 油回収船等による機械的回収、油吸着剤等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- (ウ) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- (エ) 回収した油の適正な処理を行う。

(4) 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模及び今後の動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

ア 新聞、ラジオ及びテレビ等報道機関に対し、広報を要請する。

イ 市防災行政無線等による広報の実施

ウ インターネットの活用

エ 市民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

(5) 環境保全等に関する対策

県及び市は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

イ 異臭等の発生により、市民の生命又は身体に有害な影響が予測される場合は、市民からの健康相談に対応する。

ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(6) 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、旭匠瑳医師会等関係団体の協力を得て市が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

4 その他

(1) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができる。その他、海防法第41条の2の規定に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3の規定に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。

また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費について、船舶油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者に損害賠償請求をすることができる。その他、海防法第41条の2の規定に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3の規定に基づき、行政処分により船舶所有者に請求することができる。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油の回収等及び応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じて環境への影響の把握に努める。

第6節 航空機事故災害対策計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（成田国際空港消防相互応援協定）締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、大規模事故災害対策編第2章第4節「海上事故災害対策計画」に準ずる。

【防災関係機関】

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県及び関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

2 予防計画

（1）情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集及び連絡体制を整備する。

（2）協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

（3）消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

（4）防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

3 応急対策計画

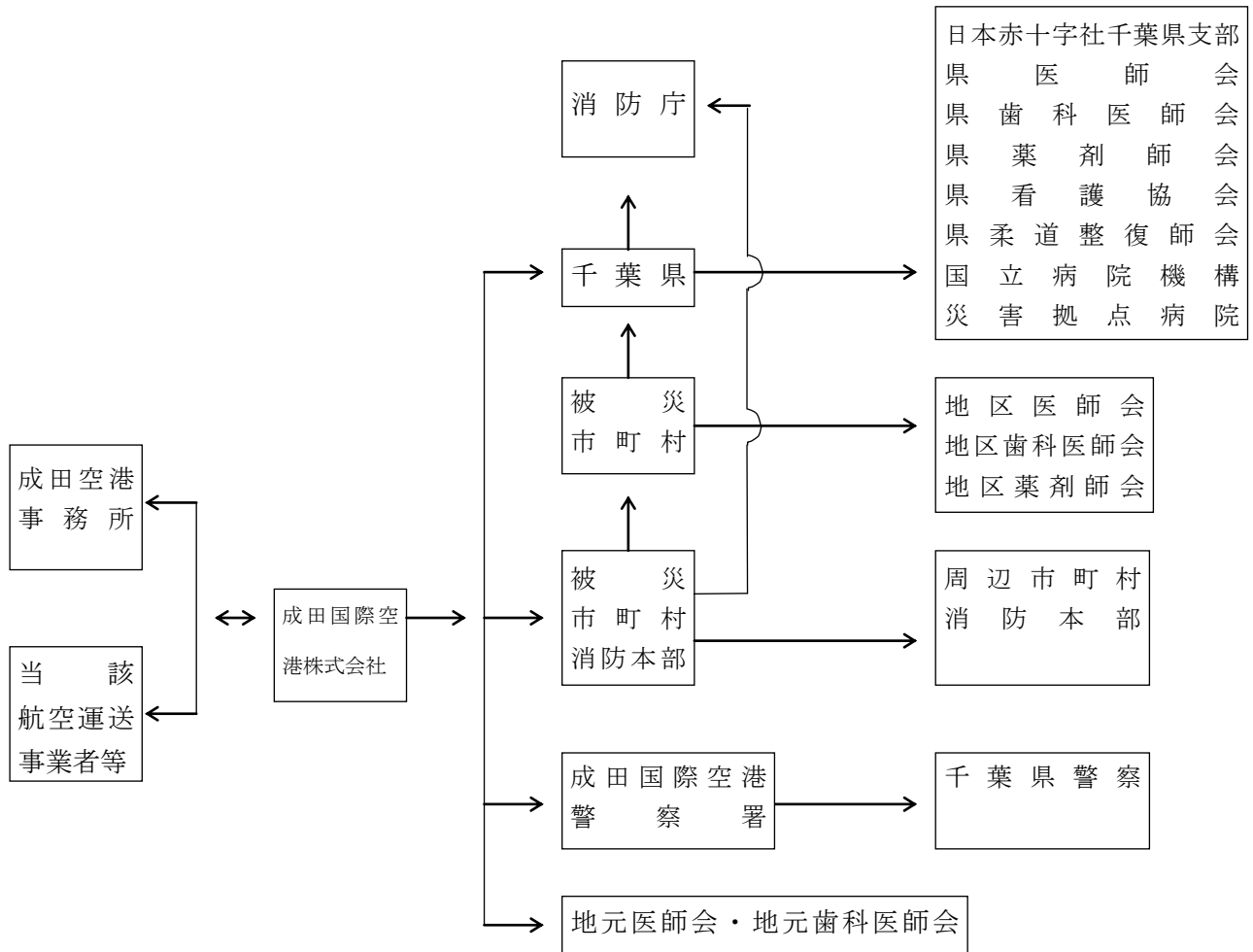
航空機事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

（1）情報の収集

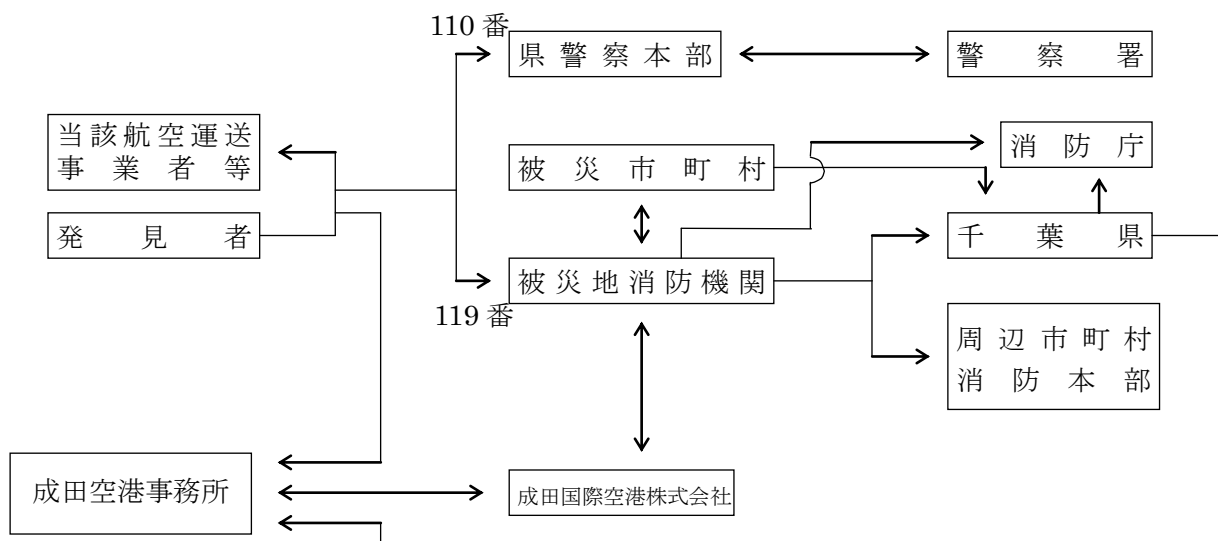
初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

◎ 情報受伝達ルート

ア 成田国際空港区域内の場合

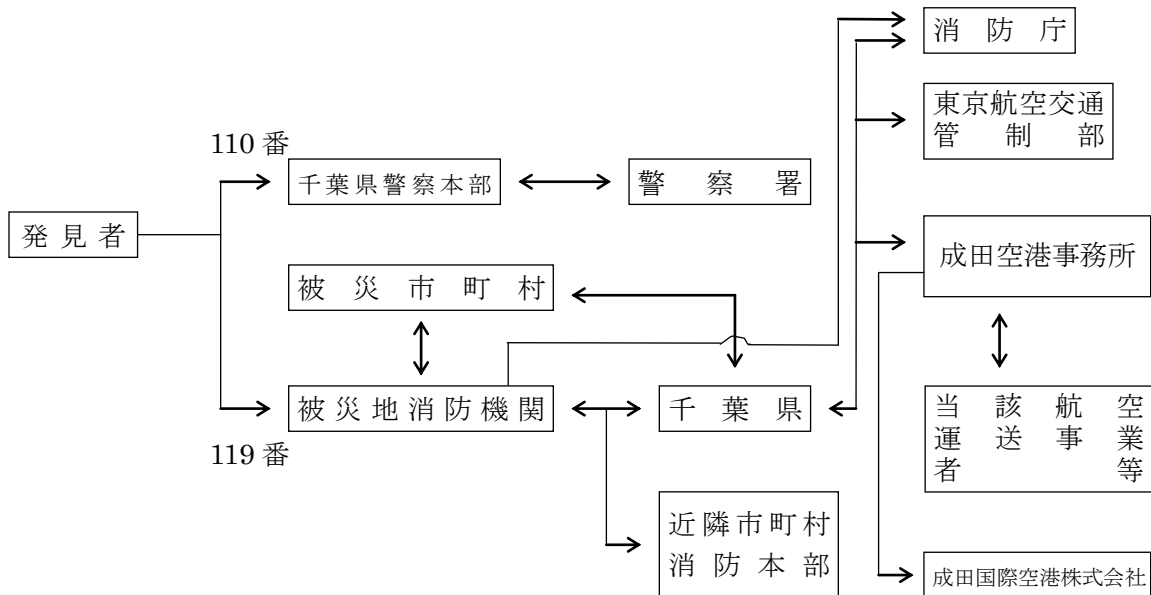


イ 成田国際空港区域周辺の場合

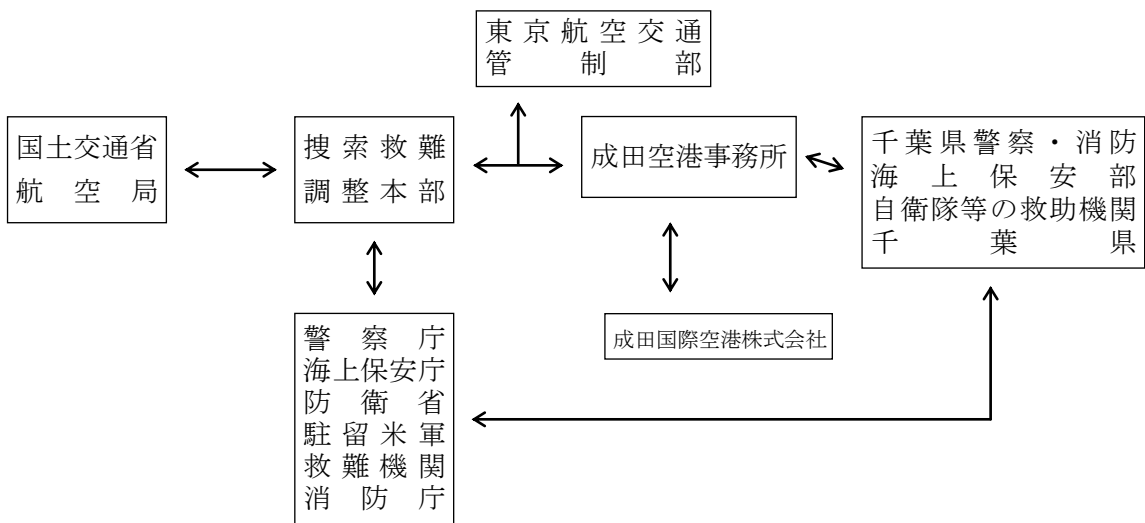


ウ その他の地域の場合

(ア) 発生地点が明確な場合



(イ) 発生地点が不明確な場合 (遭難機の搜索)



※ 搜索救難調整本部は、通常、東京空港事務所（羽田）に設けられる。

(2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、下記の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、関係機関の連絡調整を行う。

ア 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁がこれに協力する。

イ 消防活動

- (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合
 - a 実施機関
成田国際空港株式会社、被災市町村及び被災市町村消防機関
 - b 協力機関
成田国際空港周辺の市町村消防機関及び千葉県警察
- (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合
 - a 実施機関
被災市町村及び被災市町村消防機関
 - b 協力機関
成田国際空港周辺の市町村消防機関、成田国際空港株式会社及び千葉県警察
- (ウ) その他の地域で災害が発生した場合
 - a 実施機関
被災市町村及び被災市町村消防機関
 - b 協力機関
近隣市町村消防機関及び千葉県警察
- (エ) 実施内容
 - a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車及び化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
 - b 航空機災害に係る火災が発生した場合、被災市町村長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
 - c 災害の規模が大きく、被災市消防機関単独では対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求めるものとする。

ウ 救出救護活動

- (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合
 - a 実施機関
成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、千葉県警察及び千葉県
 - b 協力機関
日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院及び成田国際空港周辺の市町村消防機関
- (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合
 - a 実施機関
当該航空運送事業者、被災市町村、被災市町村消防機関、千葉県警察及び千葉県
 - b 協力機関
日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関及び成田国際空港株式会社
- (ウ) その他の地域で災害が発生した場合

実施機関

当該航空運送事業者、被災市町村及び被災市町村消防機関、千葉県警察及び千葉県

(エ) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民の救出、救護及び収容を行う場合は、下記により実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客及び地域住民の救出のため、救出班を派遣し、担架等の救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 医療チームの派遣

負傷者の救護は、日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

なお、協力機関が編成する医療チームは、風水害等対策編第3章第7節「救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。

c 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については、空港内に、空港以外の地域である場合については、原則として被災市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港株式会社と協議のうえ、空港以外の場合には原則として被災市町村が、死体一時保存所及び検案場所を設置し、収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編地震・津波対策編第3章第14節「4 死体の捜索処理等」及び第3編風水害等対策編第3章第14節「4 死体の捜索処理等」の定めるところによる。

カ 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田空港周辺道路又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広報

(ア) 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、被災市町村及び千葉県警察等が実施する。

その他の地域の場合は、国土交通省航空局（成田空港事務所含む）、当該航空運送事業者、被災市町村及び千葉県警察等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して下記のとおり広報を行う。

- a 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、風水害等対策編第3章第14節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他の場合は風水害等対策編第3章第14節の「6 清掃及び障害物の除去」の定めるところにより、応急対策を講ずるものとする。

(3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。市における各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応するものとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、千葉県警察	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

【別表 1】 防災関係機関

機関名等
航空事業者（災害原因者）
国土交通省東京航空局成田空港事務所
捜索救難調整本部（東京航空事務所）
東京航空交通管制部
成田国際空港株式会社
千葉県
市町村
警察庁
千葉県警察本部
千葉県成田国際空港警察署
警察署
海上保安庁
千葉海上保安部
銚子海上保安部
防衛省
陸上自衛隊第1空挺団
駐留米軍
総務省消防庁
消防（局）本部
公益社団法人千葉県医師会
地区医師会
一般社団法人千葉県歯科医師会
地区歯科医師会
一般社団法人千葉県薬剤師会
地区薬剤師会
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社地区・分区
東日本電信電話株式会社
株式会社NTTドコモ千葉支店
KDDI株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社千葉支店
ソフトバンク株式会社

第7節 鉄道事故災害対策計画（総務部、環境生活部、建設部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

2 予防計画

(1) 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

(2) 行政による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 応急・復旧計画

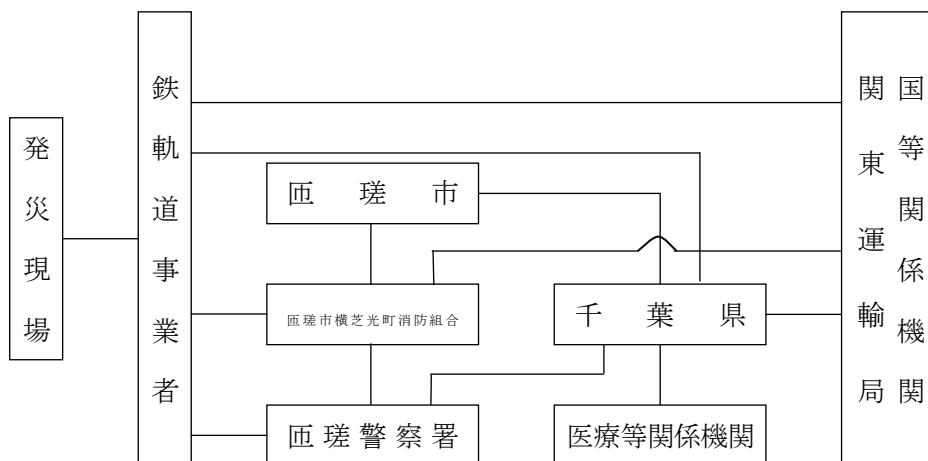
(1) 行政等による応急活動体制

県及び市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、下記のとおりである。



関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課。

(NTT電話：047-211-7140)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

(3) 相互協力・派遣要請計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

イ 県及び市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときには、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(4) 消防活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

イ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(5) 救助・救急計画

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。

イ 国、県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

(6) 交通規制

匝瑳警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

(7) 避難計画

ア 発災時には、市及び匝瑳警察署は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

(8) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社の応急・復旧対策

ア 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

(ア) 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

(イ) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

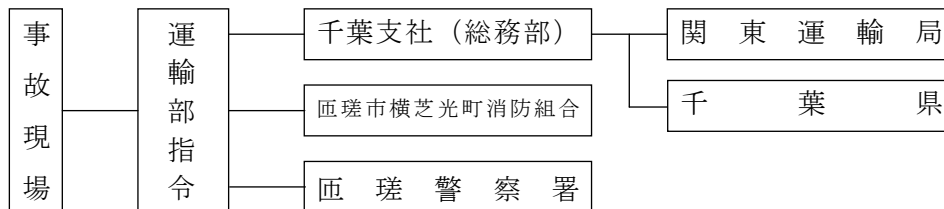
(ウ) 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

イ 情報連絡体制

(ア) 鉄道事故情報等の連絡

鉄道の事故発生時の連絡系統図



大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、匝瑳警察署及び消防組合に連絡する。

第8節 道路事故災害対策計画（総務部、環境生活部、建設部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

（計画の対象となる道路災害）

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

2 予防計画

（1）道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において下記の措置を講ずる。

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は、下記のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し、監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時等に崩落等の危険性のある法面、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	千葉県	<p>市道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。</p> <p>土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。</p>
	匝瑳市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p>

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

(2) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

ア 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

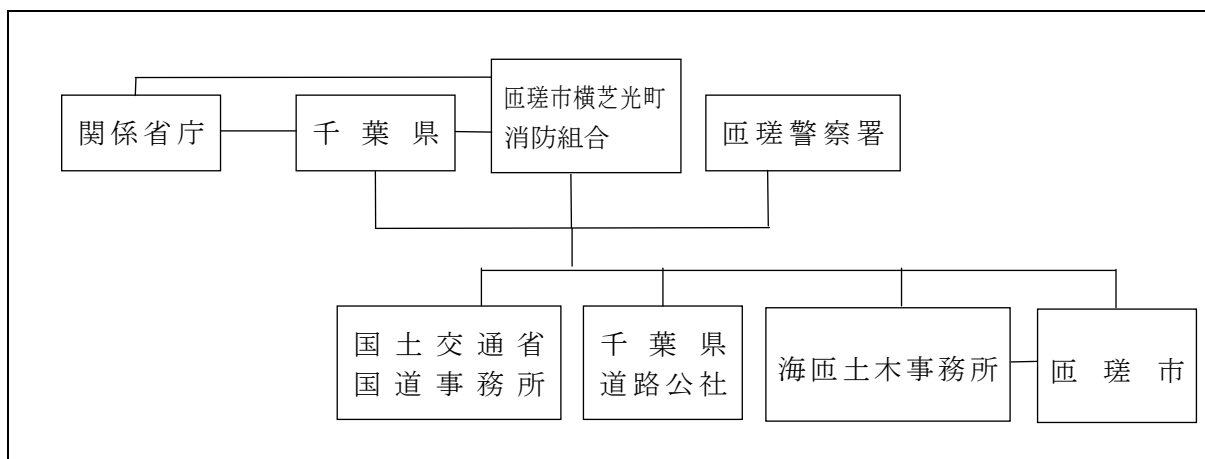
3 応急対策計画

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、匝瑳警察署、消防組合及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制を執るものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、下記のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び 匝瑳警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に防止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	千葉県 及び 匝瑳警察署	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 匝瑳警察署は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	匝瑳市 及び 匝瑳市横芝光町消防組合	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執る。 災害の規模が大きく市及び消防組合では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び匝瑳警察署は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

市及び匝瑳警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定の措置を講ずるものとする。

(5) 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で規定する「毒物」、「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で規定する「火薬類」をいう。

第9節 放射性物質事故対策計画（総務部、環境生活部、匠瑤市横芝光町消防組合）

1 基本方針

市には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はない。ただし、県外には原災法に規定される原子力事業所が存在する。また、市は「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）において、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取り扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも国の所掌事項となっており、市は核燃料物質等及び放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、市民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだところである。

これらを受け、市域外で地震、津波、火災等の自然災害等に起因して放射性物質が放出される事故等（以下「放射性物質事故」という。）が発生した場合に、迅速な対応により被害の軽減を図るため、市のとるべき予防及び応急対策を定めるものとする。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されること等を想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

3 放射性物質事故予防対策

（1）市内の放射性物質取扱事業所の把握

市及び消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

（2）情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

(3) 放射線モニタリング体制の整備

県はモニタリングポストを設置し、継続的な放射線量等の測定を実施している。市は、緊急時における市内の環境に対する被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線量測定器等を整備するものとする。

(4) 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から市民及び自主防災組織等の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、要配慮者等を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者等に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(5) 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

(6) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者への教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するよう努めるものとする。

イ 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとするよう努めるものとする。

ウ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとするよう努めるものとする。

4 放射性物質事故応急対策

(1) 情報の収集・伝達体制

ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに下記の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

(ア) 事故発生の時刻

(イ) 事故発生の場所及び施設

(ウ) 事故の状況

(エ) 放射性物質の放出に関する情報

(オ) 予想される被害の範囲、程度等

(カ) その他必要と認める事項

イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による

特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に（1）（ア）～（カ）の内容について通報するものとする。

ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年中央防災会議主事会議申合せ）」に規定する原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県をはじめ、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うものとする。

エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

（2）緊急時における放射線モニタリング等の実施

市及び消防組合は県内外で放射性物質事故が発生し、市域の環境に影響を及ぼすおそれのある場合、下記の項目について、放射線モニタリングを実施するものとする。

ア 教育施設等（市内小・中学校、幼稚園、保育所（園）、都市公園等）

イ 農産物（米及び匝瑳市産野菜類）

ウ 飲料水等

エ 学校給食用食材

オ その他モニタリングが必要と認められるもの。

（3）避難等の防護対策

市は、県から緊急時におけるモニタリング等の結果等必要な情報の提供を受ける。

また、モニタリング結果等から、原子力安全委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認められる場合は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい要配慮者等にも充分配慮する。

（4）広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施したモニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ア 情報の伝達は、防災行政無線、広報、ホームページ等により行うものとする。

イ 市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、環境生活部に特別対応窓口等を開設する。

（5）飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

市は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム134 及びセシウム137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

(6) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防組合においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

(7) 広域避難

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受け入れに係る手続について、県と協力し円滑に行うものとする。

ア 県内市町村間における広域避難者の受け入れ等

市は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受け入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災等受け入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受け入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等、被災市町村を支援するものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受け入れを要請する等の協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、本市に対して広域避難者の受け入れの協議等があった場合には、県と調整の上、受け入れ等の判断を行うものとする。

ウ 広域避難者への支援

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000 cpm※3			避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
			(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
				β 線:13,000cpm※4【1ヶ月後の値】		
				(皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種			1Bq/kg	10Bq/kg		
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 放射性物質復旧対策

(1) 汚染された土壌等の除染等の措置

市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等の解除の周知を図るものとする。

(3) 被災住民の健康管理

市は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

(4) 風評被害対策

市は、県や国等と連携し、各種モニタリング結果や放射線に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、県や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるように、必要な措置を講ずるものとする。